

令和5年6月30日

保護者、生徒のみなさま

兵庫県立錦城高等学校
校長 米谷 繁

本校における通学等での電動キックボードの取扱いについて(ご連絡)

梅雨の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、道路交通法改正(令和5年7月1日)により新たな車両区分として、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)が追加されます。

現在、本校におきましては、自転車(車両区分としては軽車両)での通学を許可しているところです。交通安全指導等を実施していますが、依然として、事故が多い状況にあります。

つきましては、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)は、16歳以上であれば免許証が不要で運転できるようになりますが、本校の現状に鑑み、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)での通学及び持ち込みは禁止としますので、お知らせします。

なお、本校の許可なく、通学時において特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に乘車し、万が一、怪我等が発生してもスポーツ振興センターの補償対象とならないことを申し添えます。

本件照会先
県立錦城高等学校 教頭 佐野 美穂
〒673-0001 明石市明南町 3-2-1
TEL:078(928)3749
FAX:078(928)3755